

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 地方自治法第二百五十二条の第三十六第一項の規定により包括外部監査契約を締結した件 三三
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三三
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の名称を変更した旨届出があった件 三三
- 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の所在地を変更した旨 三三
- 落札者を決定した件 三四
- 随意契約の相手方を決定した件二件 三四
- 調理師試験を実施する件 三四
- 製菓衛生師試験を実施する件 三五
- 県営土地改良事業の工事が完了した件四件 三五
- 公金の収納の事務を委託した件 三六

公 告

- 届出があった件 三三
- 公金の収納の事務を委託した件 三三
- 道路の区域を変更する件五件 三三

告 示

福島県告示第三百二十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約(以下「契約」という。)を次のとおり締結した。なお、契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、この告示の日から三十日間、福島県総務部人事総室職員研修課において一般の閲覧に供する。

平成二十二年五月七日

福島県知事 佐藤雄平

一 契約を締結した者の氏名及び住所

鈴木 和郎 福島県福島市三河北町十六番三号

二 契約の期間の始期

平成二十二年四月一日

三 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本調査費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用の額及び実費の額の合算

四 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算額に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

(職員研修課)

福島県告示第三百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年五月七日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
福島赤十字訪問看護ステーション	福島市入江町八九一	日本赤十字社福島県支部	福島県福島市永井川字北原田一七	平成二十二年一月一日	介護予防訪問看護
介護のしなのき	会津若松市神指町黒川字芦野甲八六四一	有限会社なごやか	同 県会津若松市神指町黒川字芦野甲八六四一	平成二十二年一月一日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
トーモクひまわり居宅介護支援事業	白河市池下向山一三	株式会社トーモクひまわり	同 県白河市池下向山一三	平成二十二年二月一日	居宅介護支援事業

業所	しあわせ本舗	須賀川市茶畑町六四一	合同会社カーム	同 県須賀川市西田町五二一	平成二二年一月三日	通所介護 介護予 防護所介 護
----	--------	------------	---------	---------------	-----------	-----------------

(社会福祉課)

福島県告示第三百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成二十二年五月七日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前	変更後	事業所の所在地	事業所の名称	事業者の主たる事務所の所在地
荒井診療所	医療法人創仁会あらいくりニック	福島市荒井字弁天前一七一	福島市荒井字弁会	医療法人創仁会	福島県福島市荒井字弁天前一七一

(社会福祉課)

福島県告示第三百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十二年五月七日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の	事業者の主たる
--------	---------	------	---------

福島県告示第三百二十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十二年五月七日

福島県知事 佐藤 雄平

福島市北信西地域包括支援センター	福島市南矢野目字才ノ後六一二	福島市本内字西河原五七七六	社会福祉法人北信福祉会	福島県福島市南矢野目字才ノ後六一二
------------------	----------------	---------------	-------------	-------------------

(社会福祉課)

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県総合療育センターにおける診療費等の収納の事務

受託者の名称及び所在地

株式会社ニチイ学館

東京都千代田区神田駿河台二丁目九番地

三 収納の事務を委託する期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(障がい福祉課)

福島県告示第三百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所まで平成二十二年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員	延 長
県道矢祭山八槻線	東白川郡塙町大字台宿字台宿一六二番地先から 郡同町大字台宿字下稻沢二二二番一地先まで	変更前 六・〇（メートル） 変更後 二四・四（メートル）	九・二（メートル） 四六・六（メートル）	五六四・八（メートル） 五六六・〇（メートル）

福島県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	相馬郡飯館村飯樋字花 塚山国有林二三三二林 班ほ小班地先から 同 郡同 村飯樋字滝 下七六地先まで	変更前 変更後	八・五 三四・六	六六八・六 五四五・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江 鹿島線	南相馬市原町区鶴谷字 台畑二三三番地先から 同 市原町区益田字 西迫一三八番三地先ま で	変更前 変更後	七・八 三三・〇	七〇〇・〇 七〇〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江 鹿島線	南相馬市鹿島区江垂字 天神沢一〇番二地先 から 同 市鹿島区江垂字 深町八四番地先まで	変更前 変更後	七・五 八・〇	二八一・五 二八一・五

(道路計画課)

福島県告示第三百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道新地 停車場釣 師線	相馬郡新地町大字谷地 小屋字八幡前六番地先 から 同 郡同 町大字谷地 小屋字中浜田一五六番 地先まで	変更前 変更後	五・一 一一・五	四六〇・〇 四六〇・〇

(道路計画課)

公 告

公告第197号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年5月7日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県庁舎等清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成22年3月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京ビジネスサービス株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目14番1号
- 5 落札金額
50,190,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成22年2月9日

(施設管理課)

公告第198号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年5月7日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報システム課 福島県福島市杉妻町2番16号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
254,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

(情報システム課)

公告第199号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムハブゾングサービスの委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成22年5月7日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステムハブゾングサービス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室情報システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
46,830,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第10条第1項第2号該当

(情報システム課)

公告第200号

福島県条例（昭和三十三年法律第五十七号）第三條の二第二項の規定により、平成二十二年五月七日現在施行中の福島県条例を次のとおり実施する。

平成二十二年五月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 試験期日

平成二十二年七月二十八日(水) 午前九時三十分から正午まで

二 試験場所

福島市山居上三番地

郡山市虎丸町七番七号

白河市久田野字城内三十一

会津若松市城前一番七号

南相馬市原町区三島町二丁目四十五番地

いわき市内郷高坂町四方木田百九十一

三 受付期間等

受験希望者は、平成二十二年五月三十一日(月) から同年六月十一日(金) まで

(土曜日及び日曜日を除く。)に所轄の福島県保健福祉事務所、郡山市保健所又はいわき市保健所に申し込むこと。

四 受験手数料

受験手数料は、六千三百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること(消印はしないこと)。

五 その他

試験の詳細は、最寄りの福島県保健福祉事務所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課に問い合わせること。

(食品生活衛生課)

公告第二百一十号

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号) 第四条第一項の規定により、平成二十二年製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成二十二年五月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 試験期日

平成二十二年七月二十八日(水) 午前九時三十分から正午まで

二 試験場所

福島市山居上三番地

郡山市虎丸町七番七号

白河市久田野字城内三十一

会津若松市城前一番七号

南相馬市原町区三島町二丁目四十五番地

いわき市内郷高坂町四方木田百九十一

三 受付期間等

受験希望者は、平成二十二年五月三十一日(月) から同年六月十一日(金) まで

(土曜日及び日曜日を除く。)に所轄の福島県保健福祉事務所、郡山市保健所又はいわき市保健所に申し込むこと。

四 受験手数料

受験手数料は、九千四百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書にはって納入すること(消印はしないこと)。

五 その他

試験の詳細は、最寄りの福島県保健福祉事務所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部健康衛生総室食品生活衛生課に問い合わせること。

(食品生活衛生課)

公告第二百一十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により、高郷地区に係る県営の中山間地域総合整備事業の工事は、平成二十一年六月二十五日完了したので公告する。

平成二十二年五月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

公告第二百一十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により、会津ばんだい地区に係る県営の中山間地域総合整備事業の工事は、平成二十一年九月七日完了したので公告する。

平成二十二年五月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

公告第二百一十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により、上三寄地区に係る県営の一般農道整備事業の工事は、平成二十一年十二月二十二日完了したので公告する。

平成二十二年五月七日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

公告第二百一十号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により、沼川地区に係る県営のため池等整備事業の工事は、平成二十二年一月二十八日完了したので公告する。

平成二十二年五月七日

福島県警察本部

福島県警察本部告示第16号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成22年 5月 7日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

- 1 委託した事務の範囲及び内容
パークイング・メーカーの手数料収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社エスエフ太陽興産
(2) 所在地 福島県福島市渡利字中江町57番 1
- 3 収納の事務を委託する期間
平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

(会 計 課)

福島県知事 佐藤 雄平
(農村計画課)